

# 入札公告

令和7年度福島県町村職員採用合同説明会運営等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年3月17日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和7年度福島県町村職員採用合同説明会運営等業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年5月30日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、次の3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの間に、福島県から施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第222号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (5) 福島県内において、入札公告日から過去2年以内に当該業務又は当該業務と同種同規模の業務を履行した実績がある者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、令和7年3月25日（火）の午後5時15分までに必着とし、次に掲げる場所に郵送により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部市町村総室市町村行政課

電話 024-521-7137

#### 4 契約条項を示す期間

3に掲げる場所において令和7年3月17日（月）から令和7年3月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 令和7年3月17日（月）から令和7年3月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 上記3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4版の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

#### 6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月9日（水）午後3時
- (2) 場所 福島県庁 西庁舎3階 西326会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第1号及び第2号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 8 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

#### 9 その他

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格では、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、施行令第167条の10第1項の規定に基づき、その者を落札者としなないことがある。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(市町村行政課)